

広報 つきがた

TOPIC

- 1 令和8年度 町政執行方針・教育行政執行方針
- 2 空き家・空き地バンクに登録してみませんか?
- 3 令和8年度 当初予算
- 4 令和8年第1回定例会
- 5 こども家庭センターを開設しました
- 6 機構図・職員配置図

4

2026



令和8年度

町政執行方針



はじめに

令和8年度の町政執行にあたり、私の所信と基本的な方針を申し上げ、町民の皆さん、町議会議員の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、一昨年の10月に町政3期目の任をお預かりしてから1年5カ月が経過しようとしております。この間、国際情勢の不安定化に伴う原油価格の高止まりや物価高騰は依然として続き、地域経済や町民生活の様々な場面で負担感が増している状況にあります。本町におきましても、地域振興商品券やプレミアム商品券の発行、子育て世帯や低所得者世帯への各種給付金の支給、生活・経営環境の維持に向けた支援など、多方面から対策を講じてまいりました。令和8年度におきましても、国や北海道など関係機関との連携を一層強化しつつ、町民の皆さんの声、そして現場で奮闘する方々の声に真摯に耳を傾け、課題の解決に全力で取り組んでまいります。「現場主義」と「対話」を重んじ、町民一人一人に寄り添う姿勢

を忘れることなく、責任ある町政運営を進めていく決意です。

町政に臨む基本姿勢

はじめに、私が令和8年度の町政運営に臨む基本姿勢について申し上げます。

令和7年度から、新たに「月形町第5次総合振興計画」に基づく取り組みが本格的に始まってまいります。

本計画では、「みんなであつくる未来」ともに歩むまちづくり」を将来像に本町の基幹産業である農業のさらなる振興と農村環境の保全、住民が安心して暮らせる快適な生活環境の整備に加え、人口減少・超少子高齢化の進行や気候変動に伴う自然災害の増加、デジタル社会の進展、そしてSDGsの理念を踏まえた持続可能な地域づくりなど、多岐にわたる課題への対応が求められております。こうした複雑化する社会環境のなかにあっても、町民の皆さんとともに未来を見据え、計画に掲げた施策の着実な推進を図ってまいります。

主要な施策の推進

これより、令和8年度の施策について、総合振興計画の体系に基づき申し上げます。

1 ともに支え合う

健やかなまちづくり

はじめに、保健・医療・福祉分野について申し上げます。一つ目は保健・医療についてであります。

月形町では生活習慣病である脂質異常症、高血圧症の方が多いことがわかっており、これらは生活機能の低下や要介護状態を引き起こすことにつながるため、発症予防や重症化予防が大変重要です。

そのため、若いうちから健康に関心を持っていただけるよう35歳からの健診を進めていくとともに、既に医療受診されている方や高齢者の方々にも重症化予防を目的とした健診の受診勧奨や個別の保健指導を行います。

また、町立病院と協力して住民健診の代わりとする、データ受領事業（みなし健診）の活用を図ってまいります。さらに、老人クラブ等への健康講話や健康づくり教室、

ラウンド栄養士相談事業など、健康について考える機会を積極的に設けてまいります。

健康増進計画（健康つきがた21）は、計画期間の終期となるため、令和8年度に次期計画を策定いたします。健診結果や令和7年度中に行ったアンケート結果等により町民の健康課題を明確にし、町民皆さんで健康づくりに取り組めるよう、次期計画に生かしてまいります。

国民健康保険事業につきましては、北海道や関係団体と連携し、引き続き健全な事業運営に努めてまいります。町立病院の運営状況につきましては、病床利用率が令和6年度と比較すると、約10パーセント程度上昇し、90パーセント前後で推移しております。外来患者につきましては減少傾向ではありますが、今後も診療体制の維持や充実に向け各方面との連携を図ってまいります。

病院の診療体制ですが、令和7年4月から内科については常勤医師3人体制での診療を行っております。整形外科診療についても、引き続き診療体制の充実が図られるよう取り組んでまいります。

町立病院は、本町唯一の医療機関（医科）であります。皆さんが安心して暮らせるよう、持続可能な経営を目指し運営を行ってまいります。



二つ目は、福祉施策についてであります。

65歳以上の方が人口の4割以上を占める本町では、高齢者の皆さんができるだけ長く町に住み続けられるための生活支援が重要です。

高齢者や障がい者の皆さんが不安に感じている除雪につきましては、除雪業者に委託して実施する費用の一部を助成する「高齢者世帯等除雪費助成事業」を令和7年度から開始しています。除雪委託

費が高騰していることから、令和8年度は助成上限額を引き上げます。

また、低所得の高齢者や障がい者等を対象に、「高齢者等の冬季生活支援事業」を実施いたします。灯油などの燃料等の購入費の一部を給付し、冬季の安心した生活の一助となるように支援していきます。その他、福祉的支援が必要な人を早く見つけ、その人に合った支援を行うために、相談先の周知や啓発に努めるとともに、行政区や町内会、社会福祉協議会などの関係機関としっかりと連携し協力を努めてまいります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画につきましては、令和8年度が計画の終期となりますので、アンケート調査などで町民の皆さんの意見もお聞きしながら、次期計画の策定を進めてまいります。

三つ目は子育て支援についてであります。

児童福祉法の改正により、妊産婦や子育て世帯、子どもに対して、母子保健と児童福祉の両方の支援を一体的に行

うことが求められ、全国の自治体に「こども家庭センター」を設置する努力義務が課されました。これを受けて、本町でも令和8年度から保健福祉総合センター内にこども家庭センターを設置いたします。発達に遅れがあるお子さんや、その他の支援が必要な場合は、母子保健分野と児童福祉分野の職員が密接な連携をとりながら、保護者の安心した子育てと、子どもの健やかな育ちを支援してまいります。

近年、発達障がいの方への支援が重要となってきたため、障がいをできるだけ早く発見し、その後の保育や教育に生かせるよう、新たに「5歳児健診」を実施します。小児科医や臨床心理士、こども園、小学校などと連携し、子どもの発達上の課題と持っている力について保護者と確認しながら、さらに成長を促す環境づくりを進めてまいります。

2 活力とにぎわいのあるまちづくり

次に、産業分野について申し上げます。

一つ目は農林業についてであります。

昨年北海道とは思えぬ暑さに見舞われましたが、各作物の収量、品質ともに平年を上回ることできたと知り、あらためて生産者の皆さんの努力を感じているところであります。

しかし、農業を取り巻く環境につきましては、資材、燃油、電気等、さまざまな経費が高騰しており、依然として厳しい状況が続いていることを踏まえ、昨年度、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生産者の皆さんに営農継続に対する一助への思いから支援を実施いたしました。

本町の基幹産業である農業を守り育てていくためにも、農協をはじめとした関係団体の皆さんとの情報の共有を図り、本町の農業経営などの課題を適切に捉え、必要な対策を講じていけるよう全力で取り組んでまいります。

担い手の確保につきましては、昨年度創設した経営移譲前の親元就農者に対する支援制度を継続するとともに、条件付きではありますが、新たに経営移譲後の親元就農者も対象とした支援制度により、地域農業の持続的発展を図っ

てまいります。また、引き続き地域おこし協力隊制度を活用した新規就農者の受け入れを、継続的かつ積極的に推進してまいります。

地域農業の国際化を図る試験的な取り組みとしては、町、農協、生産組合の3者連携により、タイ王国から海外学生を受け入れ、農業技術や管理など実務的な知識を提供するほか、月形町産農産物の国際的なPR活動を行ってまいります。

森林保全と林業振興につきましては、豊かな森づくり推進事業を継続的に実施するとともに、新たに森林環境譲与税を財源に育成管理と間伐への補助を行い、森林資源の循環利用と林業の再生の促進に努めてまいります。また、無人航空機を活用した町有林の計画的かつ継続的な整備を進め、適正管理・森林機能の維持保全に努めてまいります。

二つ目は、商工業と観光についてであります。

商工業につきましては、「月形町中小企業等振興基本条例」に基づき、地域経済の持続的な発展に向け、本町が発注する工事や事業につきまし

て、これまでと同様に、地元企業の受注機会の確保に努めてまいります。

依然として、原油価格や物価の高騰、電気・ガス料金の上昇、生活必需品の値上げなど、町内経済に大きな影響を与えております。月形商工会と緊密に連携し、プレミアム付き商品券の発行事業、町内で起業される方への支援、新商品開発への伴走支援など、地域の事業者を下支えする取り組みを継続してまいります。

令和6年9月には、町民保養センターがリニューアルオープンし、同日に道の駅も開業いたしました。現在も多くの方々にお越しいただき、皆楽公園エリアは町の観光拠点として確かな成長を見せております。温泉・宿泊・飲食機能のさらなる充実を図るとともに、道の駅との相乗効果をより一層高め、安定的な集客につながる仕組みづくりを進めてまいります。

また、月形町振興公社につきましましては、地域プロジェクトマネージャー制度や地域活性化起業人制度を活用し、経営改善に取り組んでおります。令和8年度も、新しく生まれ変わった施設の魅力をさらに

高め、持続可能な運営体制の確立に努めてまいります。

観光イベントにつきましましては、昨年の夏まつりは多くの来場者により町内が活気にあふれていました。令和8年度も、つきがたイベント委員会を中心に、地域のにぎわいを創出するため、より充実したイベントの開催に向けて準備を進めてまいります。

3 快適で安全・安心なまちづくり

次に生活環境分野について申し上げます。

一つ目は廃棄物・上下水道

廃棄物対策につきましましては、引き続き「いわみざわ環境クリンプラザ『いわびか』」での広域処理を基本として取り組んでまいります。資源ごみにつきましましては、町内福祉施設にご協力をいただき選別作業を行っております。町民の皆さんにおかれましては、引き続き分別の徹底と減量化リサイクルの推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

下水道事業につきましては、令和4年度から進めてきた月形地区終末処理場の機能強化

事業が完了しました。今後は安定的な維持管理に努めるとともに、更なる効率化・維持費の節減に向け、取り組みを進めてまいります。

合併処理浄化槽の新設や修繕に対する助成、上水道未給水区域における飲用水供給設備への支援につきましても、引き続き継続してまいります。

二つ目は有害鳥獣対策についてであります。

昨年は、全国各地でクマの出没や被害が相次ぎ、本町においても過去に例を見ないほどの出没や目撃情報がありました。これまで予防や注意喚起を中心とした対策を講じてきましたが、人の生活圏に近い場所での出没が多発していることから、一層の対策強化が求められています。このため、担当職員の知識向上を図るとともに対策品を充実し、さらには緊急銃猟にも備え、月形町鳥獣被害防止対策協議会、警察、猟友会など関係機関とも連携を深め、被害の未然防止を図ってまいります。

また、ヒグマ対策とあわせて、エゾシカなど農業被害をもたらず鳥獣対策に携わる人材の確保・育成に対しても積

極的に取り組んでまいります。

三つ目は消防・防災についてであります。

消防につきましましては、「町民の生命、財産、安全、安心」を確保するため、災害活動の基盤となる消防車両や各種資器材等の整備に取り組み、災害に対し安心感が実感できる消防体制を目指してまいります。

また、近年、災害が激甚化・大規模化し、様々な役割が消防団に求められていることから消防団員の確保および質の向上を図ります。令和8年度は、北海道消防操法訓練大会に月形消防団が空知地区代表として出場します。この大会に向けて支援を行い、消防団活動の活性化に取り組んでまいります。

消防機能の強化につきましては、月形支署に配備いたします小型動力ポンプ付水槽車の更新を行い、高度化、多様化する災害事案への対応力向上と活動能力向上を図ってまいります。

さらに、令和9年4月から本町を含む南空知管内5消防本部（4市5町）による消防通信指令システムの共同運用

を開始する予定です。これに向け、運用拠点を「いわみざわ消防共同指令センター」とした総合的な整備を、令和8年度から本格的に進めてまいります。これにより、複雑かつ多様化する消防需要に対し、広域的な連携を強化し、消火力の一層の向上を図ってまいります。

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。今後も防災対応などの啓発を行うとともに、月形町地域防災計画や避難所運営マニュアルに基づき、関係機関と連携を図りながら、有事に備えた体制整備を進めてまいります。

また、災害時対応を想定し、災害備蓄品の更新を引き続き進めてまいります。

令和6年から運用を開始した公式ラインを活用し、防災情報の伝達を速やかに行える体制を整備するため、引き続きスマートフォンへの購入助成制度による普及拡大を推進してまいります。

四つ目は交通安全・防犯についてであります。

令和7年の北海道における交通事故における死亡者数は

129人と2年ぶりに増加しましたが、依然として低い水準を保っています。本町におきましては、令和5年10月から交通死亡事故は発生しておりません。これもひとえに、

関係機関や各事業所が協力し、児童生徒への交通安全指導の実施や登下校時の声掛けなどの地道な活動のお陰であると実感しております。今後も月形町交通安全推進協会や月形町交通安全指導員と連携し、交通安全意識の高揚と事故防止に努めてまいります。

また、防犯活動につきましても月形防犯協会、岩見沢警察署および月形駐在所・札比内駐在所と連携し、犯罪のないまちづくりを推進してまいります。

4 人が輝き文化を育む

まちづくり

次に、教育・文化分野について申し上げます。

一つ目は教育・文化・スポーツについてであります。

本町の教育政策は、月形町教育大綱に基づき、総合教育会議などを通じて関係機関と連携しながら、町民の皆さんが生涯にわたり学び続け、充実した生活を送るための教育

環境の整備に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、「月形の子どもは月形で育てる」という考えのもと、中学校を中心に、こども園や高校などとの連携を深め、発達段階に応じた切れ目のない教育を推進します。引き続き、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を育む教育を基盤に、児童生徒一人一人の可能性を伸ばしてまいります。

義務教育学校につきましては、町民の皆さんの意見を伺いながら、令和8年度中に基本方針を示したいと考えています。

月形高校につきましては、地域社会の維持・活性化に欠かせない存在であるため、引き続き、同校の教育活動や地域との連携を支援してまいります。

青少年健全育成、生涯学習、スポーツ、文化振興につきましては、家庭・学校・地域が連携して、世代を超えた学びや交流、参加ができる環境づくりを進めます。これにより、青少年が健やかに成長し、町民一人一人が心豊かな生活を送れる地域づくりを目指してまいります。

月形樺戸博物館など独自の歴史や文化資源を活用し、学びや交流を充実させるとともに、多様な人材の参画を促し、文化活動を活性化します。また、図書館につきましては、

既存施設の老朽化を踏まえ、今後の方針をさらに検討してまいります。

なお、教育分野の具体的な執行方針につきましては、教長から申し上げます。

二つ目は国際化・地域間交流についてであります。

国際交流につきましては、外国語指導助手の配置や海外派遣事業への取り組みを通じて、多様な文化や価値観に触れる機会を提供し、国際理解の醸成を図ってまいります。

地域間交流につきましては、新潟市月潟地区とのICTを活用した児童交流を継続するとともに、福岡県中間市との歴史的なつながりを踏まえた学習の取り組みを進め、相互理解の促進と郷土への愛着の醸成につなげてまいります。

このほか、特産品の相互販売などを通じた交流を引き続き推進し、地域間のつながりの強化と相互の活性化につなげてまいります。

5 未来の暮らしを支える

まちづくり

次に生活基盤分野について申し上げます。

一つ目は住宅施策についてであります。

町営住宅の維持管理につきましては、月形町営住宅長寿命化計画に基づき、適正な管理と計画的な修繕に努めてまいります。

定住化促進事業につきましては、人口減少下における定住人口の維持と物価高騰等の社会情勢への対策として、月形町住宅マスタープランに基づき新築住宅建設や中古住宅購入、住宅リフォーム、民間賃貸住宅建設および改修への支援の拡充を行い、安心して暮らせる住環境の充実を図ってまいります。

移住体験事業「保育園留学」につきましては、これまで海外を含む全国各地から子育て中のご家族に参加いただき、本町の暮らしを体験していただいております。引き続き本事業を推進し、町の魅力を知っていただくことで交流人口の増加につなげてまいります。

また、町内に潜在する空き家の情報収集を継続的に進めるとともに、住宅修繕に対する助成制度の周知を徹底し、空き家・空き地バンク制度を積極的に活用した定住化の推進に取り組んでまいります。

二つ目は道路・河川・公共交通についてであります。

町道整備につきましては、四十六線橋の撤去及び道路復旧に向けた測量設計業務を実施してまいります。

橋梁につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、3巡目となる橋梁定期点検を令和9年度までの3力年で実施してまいります。

除雪につきましては、除雪従事者待機室の改修を行い、労働環境の改善に努めます。また、歩道用ロータリー除雪車の更新を行い除雪車両の計画的な整備と機動力の強化を進めてまいります。

河川整備につきましては、河川の流下機能確保に向けた河道内樹木の伐採を行い、河川の適正な維持管理に努めてまいります。

旧JR札沼線鉄道用地につきましては、鉄道施設跡地のルールや橋梁等の撤去工事を計画的に進めるとともに、町が保有する用地につきまして

も、適正な維持管理に努めてまいります。

令和7年3月をもって、北海道中央バス株式会社による月形線の運行が終了しました。昨年4月からはアオヤナギ観光バスが運行事業者となり、運行便数を増やすなど利便性が向上した路線として運行を担っております。令和8年度におきましても、町民の皆さんにご不便をおかけすることのないよう、事業者と連携し安定した公共交通の維持に努めてまいります。

本町の公共交通は、人口減少の進行とともに利用者の減少が続いております。このため、町外にある高等学校、専門学校、大学へ通学する生徒等の保護者に対し、通学定期券購入費の支援を継続し、公共交通の利用促進を図っております。

定額運賃制の「おでかけハイヤー」につきましては、多くの町民の皆さんにご利用いただき、日常生活の移動手段として大変好評を得ております。令和8年度も、交通空白地帯の解消と生活支援のため、本事業を継続してまいります。

6 つもに生き、つもに歩む まちづくり

最後に、協働・行財政分野について申し上げます。

一つ目は、地域コミュニティについてであります。

人口減少や少子高齢化が依然として進行する中、地域のつながりを維持していくことは、大きな課題であります。

地域の皆さんの主体的な取り組みを後押しするため、これまで同様、「行政区活動支援交付金」を有効にご活用いただけるよう、適切な支援と環境整備に努めてまいります。行政区や町内会が活力をもって運営されることは、地域の助け合いの力を強め、防災や防犯、福祉など多岐にわたる地域課題の解決にもつながるものであります。

地域の皆さんが「ともに生き、ともに歩むまちづくり」の中心として活躍いただけるよう、町としてしっかりと支援を続けてまいります。

二つ目は、地域活性化・まちおこしについてであります。

地域おこし協力隊につきましては、隊員がそれぞれの専門性を生かし、地域課題の解

決や地域力の向上に取り組みしております。引き続き新たな隊員の募集を進め、地域内の活動分野の充実を図るとともに、協力隊員が定住につながるキャリア形成を実現できるように、伴走支援に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、全国の皆さんから大変多くのご支援を賜りました。いただきました寄附金は、地域の魅力向上や定住環境の整備などに活用させていただきます。令和8年度におきましても、返礼品のさらなる開発や魅力発信を強化し、ふるさと納税寄附金額の安定的な確保に取り組んでまいります。

また、地域活性化の担い手となる既存の町内団体に加え、新たに活動を開始するまちづくり団体やNPO法人など、多様な主体が挑戦しやすい環境づくりを進めてまいります。地域の皆さんの自発的な取り組みを後押しすることで、町全体のにぎわいと活力の創出を目指してまいります。

三つ目は自治体経営についてであります。急速に進展する少子・高齢

化に伴う人口減少社会や社会保障、番号制度をはじめとする新たな制度への対応など、近年、業務は多様化し専門性も高くなる状況にあります。職員数には限りがあり、職員一人一人の能力向上に努める必要があります。令和8年度からは第7次月形町行政改革大綱に基づき、効率的で無駄のない行政運営に取り組んでまいります。

令和8年度から「まちづくり推進室」を設置し、建設が延期されていた義務教育学校や、老朽化が進む図書館、役場庁舎などの主要な公共施設につきましても、土地利用も含めた中長期的な整備計画を策定してまいります。計画の策定にあたっては、本町の今後の人口推移を見据えたコンパクトで効率的な施設運営を重視した方針を進めてまいります。

本町の行政運営を支える重要な財源である町税の徴収にあたっては、何よりも公平性が確保されなければなりません。令和8年度は、担当職員

の知識向上と収納体制の強化を図るため、北海道職員が一定期間、本町の業務を兼務する「短期併任制度」を活用し、

収納率の一層の向上に努めてまいります。

令和8年度予算大要

国の令和8年度地方財政対策では、人件費の増加や物価高騰が見込まれる中、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるように、地方交付税などの一般財源総額については、令和7年度を上回る額が確保される見込みです。しかし、本町の財源の約5割を占める地方交付税については、国勢調査による人口減少により、今後は減額が予想されます。

また、歳出については、長引く物価の高騰と人件費の上昇により、物件費や維持補修費などについても年々増加傾向にあります。

こうした厳しい状況下ではあります。経常経費および事務事業の一層の見直しを行うとともに、補助金をはじめとする新たな財源の確保に努める必要があります。

令和8年度予算については、総合振興計画及び創生総合戦略の進捗状況を踏まえ、また、ふるさと納税などの財源の有効活用を進めながら、効果的

な事務事業の推進が図られるよう、予算案を編成しました。

※各会計および公営企業会計の予算規模については、10・11ページをご覧ください

むすび

以上、令和8年第一回月形町議会定例会にあたり、令和8年度の町政執行における基本的な方針と主要な施策について述べさせていただきます。

町長として、これまでにまいた新たなまちづくりの種が着実に芽を出し、地域の活力として実を結ぶことを目指しております。20年後、30年後に本町に住んでいてよかったと町民の皆さんに感じていただけるよう、「みんなであつくる未来」ともに歩むまちづくりの実現に向け、町民の皆さん、町議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。



令和8年度

教育行政執行方針

基本姿勢

令和8年第一回町議会定例会の開会にあたり、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針と施策を申し上げます。教育は、人を幸せにする営みです。

予測困難な時代にあっても、自分の夢や希望を持ち続け、困難に立ち向かい、自分の幸せを見つけ、周囲の人々と協働しつつ、それを育んでいく主体としての資質・能力を育むことが、教育が果たすべき使命です。

「子どもを幸せにする月形の教育」づくりを目指し、人生を幸せに生き抜く力の育成を図ってまいります。

学校教育については、子どもたちが将来にわたって主体的に人生を歩むために必要な健康な身体づくりを土台に、豊かな心、確かな学力を育ててまいります。

社会教育については、豊かな人生を保障するスポーツ、文化・芸術活動を展開してまいります。

誰一人取り残すことなく、すべての子ども、町民が幸せな人生を歩んでいけるよう、

教育環境を整備し、施策を推進してまいります。

以下、令和8年度の主要な施策について申し上げます。

重点施策

1 生きる土台となる

身体の育成

花の里こども園で長年取り組んでいる身体づくりの取り組みを土台に、小学校、中学校でも身体づくりに取り組み、健康で豊かな人生を保障する基礎を構築してまいります。

大学等の外部諸機関と連携し、子ども一人一人の現状把握と健康増進への課題を科学的に分析するとともに、効果的な身体づくりの手法を検討してまいります。

2 よりよく生きるための

豊かな心の育成

特別の教科「道徳」の授業を強化するために外部講師を招請し、教師の指導力と探究型の学習にも必要なファシリテーションの資質向上を図ってまいります。

また、地域や大学等の外部機関の協力をいただきながら、正しい職業観・労働観を育て

るキャリア教育の推進に努めてまいります。

これらを通し、子どもたちが人生の目的をしっかりと見据え、ウェルビーイングを果たすために必要な力を育ててまいります。



3 予測困難な時代に

対応できる能力の育成

学習指導要領が掲げる「子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力」の育成のために、探究型の授業スタイルへの転換を強力に進めてまいります。そのために、一人一台タブレットを効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ってまいります。子どもたちが安心して自分

の考えを述べ、互いに高め合うことができるように、学習ルールの徹底と「傾聴・受容・共感」の学級風土を醸成する親和的・受容的な学級づくりを進めてまいります。

さらに、「子どもを幸せにする月形の教育」具現化のために身体づくり、英語教育を基軸に、幼・小・中の統一カリキュラム作成を進めてまいります。

4 学びの機会を保障し質を高める教育環境の整備

学級満足度テスト「Hyper-Q」テストを導入し、子ども一人一人の心理状態を適切に把握する等、いじめ、不登校等の早期発見、早期解消を図る体制を整備してまいります。

健康教室、防災や交通安全防犯等に対応する実践的な安全教育を関係機関と連携して実施するとともに、通学路や冬期間暴風雪時の子どもの安全を確保等、地域の力を取り入れた安全・安心な学校づくりを推進してまいります。

学校給食は、安全・安心な給食の提供はもとより、食の大切さを学び、望ましい食習

慣が身に付くよう食育を進めるとともに、持続可能な学校給食の在り方について、その具体的方策を多面的に検討してまいります。

引き続き時間講師を複数名配置し、きめ細やかな学習指導に努めてまいります。また、特別支援教育では、小学校に支援員を複数名配置し、個別最適な学びを支援します。

月形高校の存続に向けては、「町人づくり振興協議会」を通じてこれまでの支援の一層の拡充を図ってまいります。

5 豊かな人生を保障する社会教育の推進

青少年健全育成については、子ども会初級リーダー研修会、中学生リーダー研修会の実施、子ども会育成連絡協議会や社会福祉協議会などの関係団体と連携し、親睦活動や世代間交流事業など、子どもたちの活動を支援してまいります。

生涯学習の推進については、引き続き、生涯学習講座の充実を図るとともに、高齢者対象の「ふれあい大学」では、参加者の自主的・創造的な運営を目指してまいります。

読書活動については、幼児期のブックスタート事業や小



中学校への移動図書館による朝読書活動の推進、図書館での読書ノート事業や古本市、小中高で実施する読書感想文コンクールを開催するなど、子どもたちの読解力と表現力を養い、読書の機会を拡充する事業を継続してまいります。

スポーツ活動については、スポーツ推進委員会やスポーツ協会、協力をいただいている大学等との連携を深めて、各種スポーツ大会やレクリエーション活動、健康づくり、体力づくり推進事業による体力測定や健康教室等を開催し、健康づくり・体力づくりの向上に取り組みます。

また、総合体育館をはじめ、

野球場、多目的アリーナ、パークゴルフ場など、体育施設の適正な管理に努めてまいります。

文化・芸術活動については、月形町文化連盟や各サークルの活動を支援するとともに、町づくりの観点からも各種団体等との連携を図りながら事業を進めてまいります。

芸術鑑賞事業では、幼児、小学生、中学生の部と各世代に応じた芸術鑑賞や伝統文化に触れる機会を提供してまいります。

月形樺戸博物館では、樺戸集治監の歴史や彫刻家・本田

明二ギヤラーと、他の博物館では見ることができない展示として継続した活動を行います。

むすび

以上、令和8年度の教育行政に臨む主要な施策を申し上げます。

令和8年度も教育委員会・学校・関係機関が一層の連携を図り、本町の教育を推進してまいりますので、町議会ならびに町民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

町政執行方針・教育行政執行方針はホームページから見るができます

令和8年第1回月形町議会定例会で、新年度の町政執行方針・教育行政執行方針が上坂町長、兼平教育長からそれぞれ述べられました。

町政執行方針・教育行政執行は、ホームページからご覧いただけますので下記QRコードよりご覧ください。



【町政執行方針】



【教育行政執行方針】

使っていない物件を

月形町空き家・空き地バンクに

登録してみませんか？

空き家・空き地バンク制度とは？

空き家・空き地バンクとは、町内にある空き家・空き地の売買・賃貸（空き地は売買のみ）を希望する所有者から登録をいただいた情報を、町のホームページをとおして公開し、定住や空き家・空き地の利用を希望する方に情報提供をする制度です。

空き家・空き地バンクの流れ 物件所有者の物件登録～契約まで

1

登録申込



メール、郵送または、企画振興課窓口で登録手続きを行ってください。

必要書類

- ・申込書（様式第1号）



提出書類をもとに、所有者や物件情報を確認・調査をさせていただきます。

2

現地調査



所有者立会いのもと、物件の現地調査を行います。

（所要時間 1時間ほど）

※立会いが難しい場合は、ご相談ください

提出書類と現地調査結果をもとに、物件情報をまとめます。

3

情報公開



webサイトに物件情報を公開します。

空き家・空き地バンクの希望者から問合せがあった場合、まず町から所有者へご連絡いたします。その後、希望者から直接電話がありますので、具体的なやり取りは当事者間で行ってください。

情報を公開するwebサイト

- ・町のホームページ
- ・ライフホームズ
- ・アットホーム

4

現地見学・交渉・契約



物件の現地見学や交渉などは当事者間で話し合い、対応してください。

成約に至った場合、所有者と利用者として売買（賃貸借）契約を締結し、登記手続き（売買のみ）を行ってください。

※月形町は、空き家・空き地に関する情報提供のみを行い、売買や賃貸などの交渉や契約については関与いたしません

留意事項

※空き家・空き地バンクへの登録は、賃貸や売買をお約束するものではありません

※空き家・空き地バンクへ登録された物件の管理は、希望者が決まるまで、引き続き所有者が行うことになります

不動産の相続登記はお早めに

令和6年4月1日から、不動産の相続登記が義務化されました。相続したことを知ったら、できるだけ早めに登記の手続きを行いましょう。正当な理由がないまま3年以内に手続きを行わない場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

手続きを先延ばしにすると、思わぬ負担が生じることがありますのでご注意ください。

相談・登録は無料です！

実際にご覧ください！

月形町 空き家・空き地バンク 🔍 検索



問合せ先

企画振興課企画係 ☎ 53・2325 Eメール: kikaku@town.tsukigata.hokkaido.jp

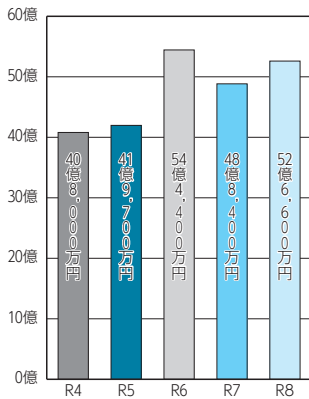
令和8年度 当初予算

予算の概要

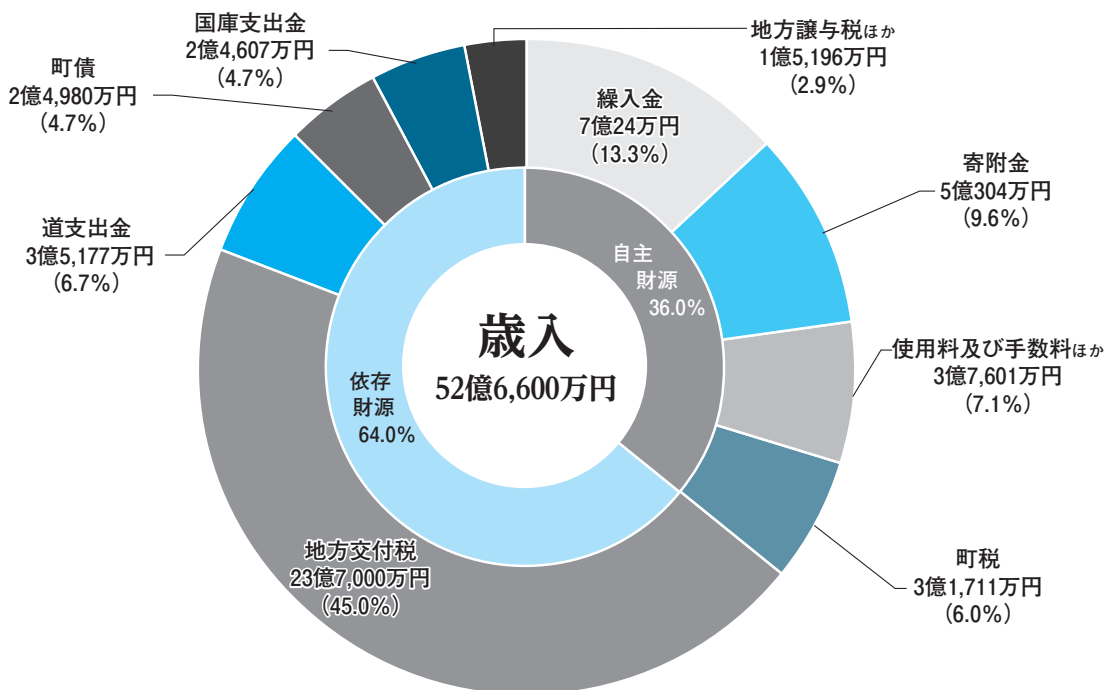
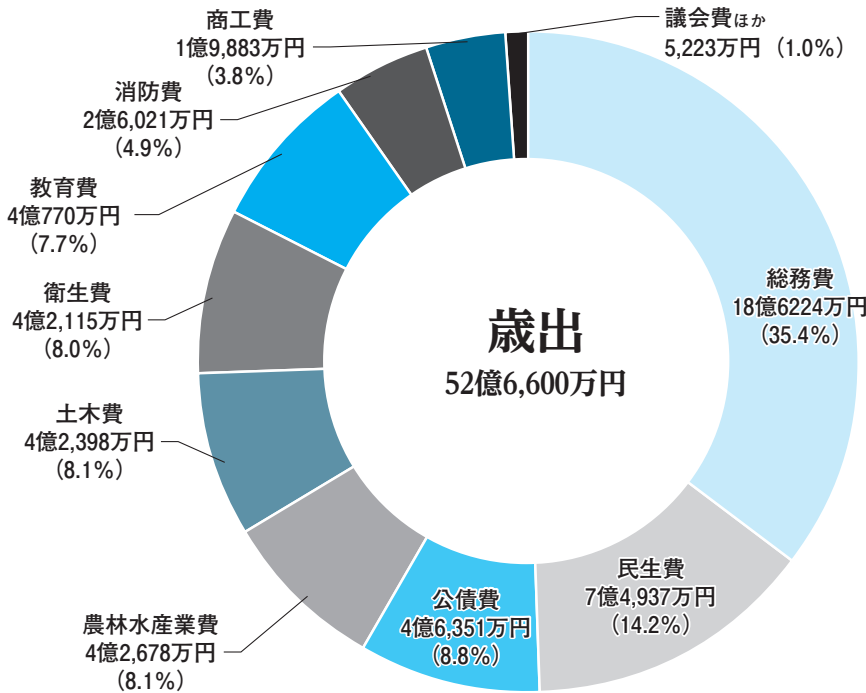
歳入については、町税を3億1,710万7千円で前年比24・8%増、地方交付税を23億7,000万円で前年比3・5%増、寄附金は5億304万3千円で前年比35・9%増を見込んでおりますが、町債は源泉棟改修工事が終了したことに伴い2億4,980万円で前年比32・8%減を見込んでおります。

歳出については、移住定住の推進を図るため、移住希望者などの一時滞在宿泊拠点となるトレーラーハウスを購入し、滞在環境の整備を行います。また、新築住宅などの建設、改修や民間賃貸住宅建設に対する助成を大幅に拡充することとしました。高齢者などに対する除雪費用の助成を継続し、新たに灯油などの燃料の購入費の一部を給付する冬季生活支援事業を開始します。人口減少や少子高齢化対策など、安心して住むことができるまちづくりを重点を置いた予算編成としました。

一般会計当初予算推移



一般会計



令和8年度 特別会計・公営企業会計当初予算

会計名		予算額	前年比	会計名		予算額	前年比
国民健康保険事業特別会計		4億386万円	95.7%	(公営企業会計) 農業集落排水 事業会計	収益的収入	1億2,349万円	97.8%
介護保険事業特別会計		4億1,842万円	100.9%		収益的支出	1億2,276万円	97.3%
後期高齢者医療特別会計		9,854万円	139.1%		資本的収入	715万円	25.7%
(公営企業会計)	収益的収入 および支出	8億2,399万円	105.3%		資本的支出	3,433万円	59.0%
国民健康保険	資本的収入	2,179万円	77.0%				
月形町立病院 事業会計	資本的支出	4,087万円	96.8%				

▼令和8年度主要事業および主な新規事業

●地域おこし協力隊募集業務【新】…………… 172万円

新たに移住・定住に係る業務を行う地域おこし協力隊員の募集・採用業務。保育園留学をはじめとする各移住施策に対応する地域おこし協力隊員の募集を行います。

●移住・定住等拠点整備【新】…………… 4,630万円

移住体験など短期入居が可能な拠点となる施設（トレーラーハウス）を新たに整備します。

●日常生活機能対策乗合バス事業補助金 …… 3,615万円

地域公共交通確保のため路線バスへの運営補助を行います。（月形当別線、月形浦臼線、岩見沢月形線、江別月形線）

●定額ハイヤー事業（おでかけハイヤー） …… 250万円

75歳以上の方などを対象に、買い物や通院などの移動手段として、目的施設までの定額でのハイヤー運行（上限設定）を実施します。

●商工業者等就労定着支援事業【新】…………… 600万円

町内事業所の人材不足解消および定住促進事業を行います。

●次世代農業スタートアップ支援事業補助金【新】

…………… 750万円

親元就農などにより農業経営の移譲を受けた方に対し、経営資源の有効利用に資する取組などに要する経費の1/2（上限150万円）の補助を行います。

●親元就農支援事業交付金…………… 800万円

親元での農業経営移譲を目指す就農者に対して支援（100万円/2年間）を行います。

●海外学生農業インターンシップ受入事業【新】

…………… 184万円

地域農業の国際化を図る取組の一環として、タイ王

国・ランシット大学×JA月形町×月形町の3者連携による海外学生の農業インターンシップの実証事業を実施します。

●地域おこし協力隊活動支援業務【新】…………… 350万円

文化芸術関係の地域おこし協力隊を採用。幼児から一般までの芸術鑑賞開催事業や町民文化祭の企画運営、ツキガタアートヴィレッジと連携した芸術文化のPR活動やまちの文化芸術の価値を高め地域へ発信していく活動を行います。

●快適な住まいづくり住宅補助金…………… 1,700万円

新築住宅建設、中古住宅購入に対する補助の拡充を行います。（補助率：1/2・上限：町内業者建設500万円、町外業者建設300万円、中古住宅購入150万円）

●人づくり振興事業交付金…………… 1,432万円

月形高校の生徒確保のための取り組み。通学助成、地元からの入学奨励、大学などへの進学奨励、海外派遣など月形高校生への助成や全国生徒募集活動などの事業に対する支援を行います。

●月形小学校改修計画及び実施設計業務

…………… 497万円

中長期的な改修計画の作成と水道管、屋上防水改修、受電設備更新、照明のLED化の実実施設計業務を行います。

●月形中学校改修計画及び実施設計業務

…………… 253万円

中長期的な改修計画の作成と照明のLED化の実実施設計業務を行います。

問合せ先

総務課財政係 ☎ 53・2321 Eメール : zaisei@town.tsukigata.hokkaido.jp

議 会

令和8年第1回町議会定例会が、3月3日に開会され、令和7年度各会計補正予算、条例改正などについて審議されました。

また、令和8年度各会計予算は、予算特別委員会へ付託し審議され、本会議において可決されました。（詳しくは本紙10～11ページをご覧ください）

定例会は、18日に全議案の審議を終了し閉会しました。

令和8年第1回町議会定例会

一般質問

若井議員

- 高齢者世帯における緊急時の対応について

東出議員

- 有害鳥獣（ヒグマ）対策について

金子議員

- まちづくり推進室で策定する整備計画等について

- 備蓄品の現在の管理状況について

議 案

令和7年度各会計補正予算

■令和7年度月形町一般会計補正予算（第8号）

- 歳入歳出の総額にそれぞれ1億1万3,000円増額しました。

総額 64億9,864万円

■令和7年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 歳入歳出の総額からそれぞれ4,214万2,000円減額しました。

総額 3億8,105万5,000円

■令和7年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 歳入歳出の総額からそれぞれ1,721万円減額しました。

総額 4億1,549万6,000円

■令和7年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 歳入歳出の総額にそれぞれ315万1,000円増額しました。

総額 7,572万3,000円

■令和7年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第2号）

- 収益的収入および支出の総額からそれぞれ1,565万7,000円減額しました。

総額 7億6,657万5,000円

- 資本的収入の総額に159万7,000円増額し、資本的支出から360万7,000円減額しました。

資本的収入 3,043万5,000円

資本的支出 3,916万3,000円

■令和7年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

- 収益的収入の総額を807万2,000円増額し、収益的支出の総額を649万2,000円増額しました。

収益的収入 1億3,605万9,000円

収益的支出 1億3,442万8,000円

- 資本的収入の総額から180万円減額し、資本的支出の総額から185万3,000円減額しました。

資本的収入 3,267万円

資本的支出 6,304万9,000円

議 案

条例の改正その他

■農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 物価高騰に伴い、委員の宿泊料などの改正を行いました。

■月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 月形刑務所内診療所の業務委託に伴う手当の新設および看護師の夜勤体制の充実を図るため救急業務待機手当の改正を行いました。

■月形町地域情報通信基盤施設条例を廃止する条例の制定について

- 地域情報通信基盤施設および設備をNTT東日本株式会社に譲渡するため条例を廃止しました。

■月形町皆楽公園条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町皆楽公園施設条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町はな工房条例の一部を改正する条例の制定について

□燃料費や電気料金、人件費などの高騰により施設の維持管理や運営経費が増加しているため、利用料金額の上限額などを改正しました。

■月形町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

□こども園の利用実態に合わせ、定員数、特別保育分の利用料の徴収および収入方法、延長保育事業の利用料の改正を行いました。

■月形町多目的アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町野球場条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について

□燃料費や電気料金、人件費などの高騰により施設の維持管理や運営経費が増加しているため、利用料金の上限額を改正しました。なお、施行日は令和8年10月からになります。

■月形町こども家庭センター設置条例の制定について

□児童福祉法及び母子保健法の改正により、こども家庭センターを開設する条例を制定しました。

■月形町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

□子ども・子育て支援法等の改正により、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」が創設されたため、実施事業所を認可するための条例を制定しました。

■月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改正す

る条例の制定について

□新規就農者向け補助金の対象経費は従来、就農後の取得に限られていましたが、就農前でも農業用機械などの購入が必要な場合があるため、条例を改正しました。

■月形町農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について

□利用者が少なく耐用年数を超えた製粉機などの設備は、令和8年度に廃棄予定とし、これに対応するため条例を改正しました。

■月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

□道路法施行令の改正により、国道に合わせた町道の道路占用料を改正しました。

■月形町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

□前計画の期間終了に伴い、内容を更新しました。

■財産の無償譲渡について

□光ファイバケーブル設備および付属設備を無償譲渡する相手方を決定しました。

譲渡の相手方：NTT東日本株式会社

住所：札幌市中央区大通西14丁目7番地

譲渡年月日：令和8年4月1日

■公の施設に係る指定管理者の指定について

□月形町青果物集出荷貯蔵施設の指定管理者が指定されました。

指定管理者となる団体名：月形町農業協同組合

住所：樺戸郡月形町1069番地

指定の期間：令和8年4月1日から令和16年3月31日まで

発議

■月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□物価高騰に伴い、議員費用弁償（宿泊料）の改正を行いました。

意見案

■次のとおり意見書が原案のとおり可決され、関係機関へ提出することになりました

□北海道月形高等学校の存続を求める要望意見書

会議案

■閉会中の所管事務調査の申し出について

□議会運営委員会およびまちづくり常任委員会の所管事務調査について、調査が終了するまでの期間で許可されました。

何かお困りでしたら、ひとりで抱え込まず、気軽に相談してください こども家庭センターを開設しました

4月から保健センター内に「こども家庭センター」を開設しました。産前・産後の体や心のこと、育児の不安やお子さんに関する悩みなど、「誰かに話を聞いてほしい」「どこに相談してよいかわからない」、そのように思うことがあったら、ひとりで悩まず、ぜひこども家庭センターへお気軽にご相談ください。



「こども家庭センター」ってどんなところ？

こども家庭センターは、妊娠・出産・子育てに関わる相談窓口です。町の保健師や児童福祉担当職員が、さまざまな相談や悩みをお聞きし、一人一人に寄り添った支援や情報提供を行います。対象は、妊産婦や0歳から18歳までの子ども本人とその親や家族です。相談方法は、来所による面談と電話相談になります。基本、予約不要ですが、センター職員が不在となる場合がありますので、事前にご連絡をいただくか、右記QRコードから予約いただければ、お待たせすることはありません。

問合せ先：
こども家庭センター
(保健センター内)
☎53-3155

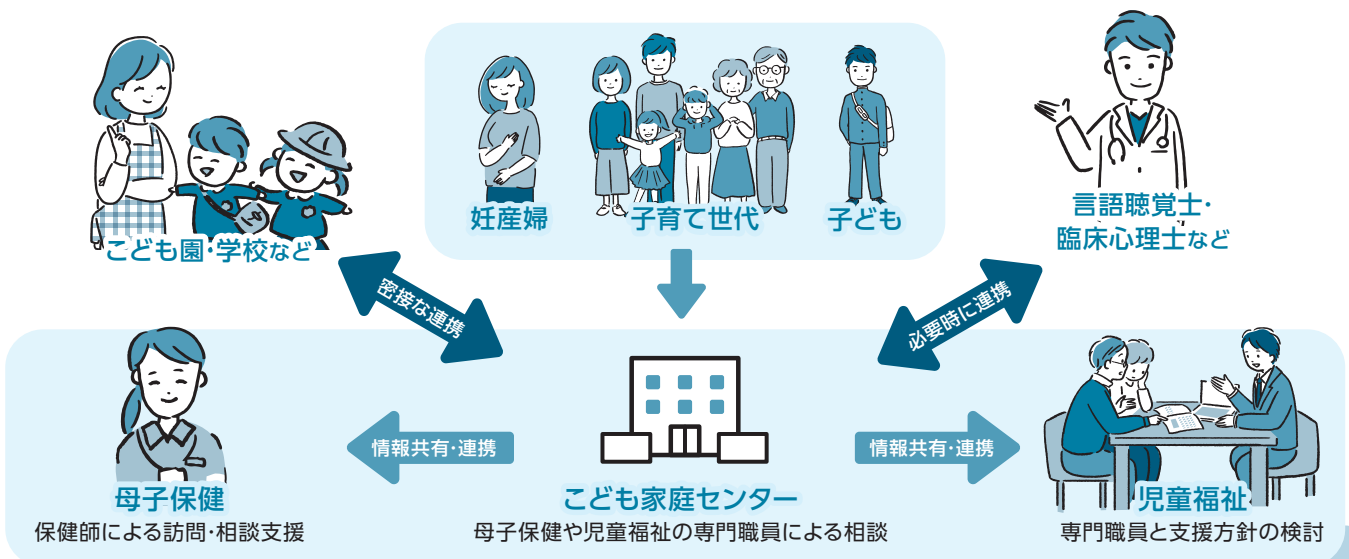


こども家庭センターになって、「何が変わるの？」

母子保健と児童福祉の相談窓口が一つになり、妊娠から出産、就学、進学と、切れ目のない一体的な支援が受けられるようになります。町の体制は変わりますが、場所や担当スタッフはこれまで通りですので、安心してご相談ください。

- 対応の強化** 母子健康手帳交付時の面接、出産後の家庭訪問から入園、入学、進学と切れ目なく関係機関で情報を引継ぎ、子どもや保護者が安心して次のステップに進めるように支援します。
- 他機関連携** 相談内容に合わせて、適切なサービスや関係機関へ円滑につなぎます。

妊産婦や子ども、その家族にとって、「どこに相談しても、健康と生活の両面から専門職が連携してサポートしてくれる体制」を目指します。



こんな悩みは ありませんか？



- 初めての妊娠・出産で不安
- つわりで思うように食事が取れない
- 思いがけず妊娠してしまい戸惑っている
- 他の妊婦さんと交流したい

こんなサポートを しています



こども家庭
センターでの
サポート例

母子健康手帳の交付の際に話を聞き、困りごとや悩みごとのある人には継続してサポートします。前期・中期・後期の妊婦健診の面談で、出産前の体調確認や不安などの相談に対応します。

<主なサポート例>
母子健康手帳の交付/妊婦健診/妊娠中の相談/プレマクラブ(妊婦教室)

妊娠期

出産期

- 赤ちゃんが泣いてばかり、どうしたらいいの？
- 母乳やミルクは足りている？
- 慣れない育児で気が休まらない
- 出産後、気分が落ち込んでしまう

保健師が家庭訪問し、母子の体調確認や育児の相談に応じます。訪問や通所型の産後ケア事業で、助産師から専門のケアを受けたり、健診や子育てサロンで栄養士に相談することができます。

<主なサポート例>
赤ちゃん訪問/乳幼児健診/産後ケア事業/子育てサロン(離乳食教室等)

子育て・学童期

- 育て方に自信がない
- 子どもの発育の遅れが気になる
- イライラして子どもをきつく叱ってしまう
- こども園や学童保育所を利用したい
- 子どもが乱暴な言葉を使う
- 経済的な不安がある
- 高学年になっても夜尿がなおらない
- 子どもが学校に行きたがらない
- 授業についていけないようだ
- 仕事と子育ての両立が難しい

子どもの成長に応じて生じる、さまざまな悩みや不安の相談内容に応じて、必要なサービスの紹介や、関係機関と連携したサポートを行います。

入園や専門職への相談、療育支援に関する質問に対応します。また、就学後の悩みや思春期の心身の変化、依存症に関する問題など、保護者やお子さんの困りごとについての相談を伺います。

<主なサポート例>
5歳児健診(R8新規)/
のびのび訪問(こども園巡回相談)/
ことばの相談



相談機関は他にもあります

妊娠中や出産、子育てに関する相談は、次の機関でも受け付けています。一人で悩みを抱え込まず、誰かに相談することが解決への一歩となります。

無料で相談できます！

「小児科・産婦人科オンライン相談」

医師や助産師など専門の職種に電話やLINEで相談することができます
あいことばは「まんまる」です

小児科

産婦人科



「親子のための相談LINE」

子育てや親子関係に関する相談ができます



「児童相談所 相談専用ダイヤル」

子育てやしつけに関する相談ができます
☎0120-189-783

「育児相談電話」

妊婦や乳幼児を対象とした子育てについての悩み相談ができます
☎03-3222-2120

問合せ先

保健福祉課保健係(保健センター内)

☎53・3155

Eメール:hoken@town.tsukigata.hokkaido.jp

NEWS まちのお知らせ

NEWS 暮らし 確定申告が間違っていたときの対応方法

確定申告書を提出した後に、申告内容に誤りがあることに気付いた場合は、左記の方法で申告内容を訂正することができます。

税額を多く申告していた場合
「更正の請求書」を提出して正しい税額や純損失などの金額への訂正を求めることができます。請求内容が正當と認められた場合は、税金が還付されます。

税額を少なく申告していた場合
「修正申告書」を提出して

NEWS 暮らし ヒグマによる事故を防ぐために

野山にも春が訪れ、冬眠から目覚めたヒグマが活動する季節となりました。食料の乏しいこの時期、ヒグマにとって山菜がとても重要な食料となります。

山菜採りなどで野山に入るときは、ヒグマとの遭遇や事故を防ぐため、次のことに注意しましょう。

- **野山に入る前に**
 - ・事前に市町村役場や森林管理署などで、ヒグマの出没情報を確認しましょう
 - ・ヒグマの出没情報のある地域やヒグマの出没を知らせる看板がある場所への立ち

正しい税額に修正する必要があります。修正申告が遅くなると加算税や遅延税がかかる場合がありますので、なるべく早く申告してください。

確定申告を忘れていた場合
修正申告と同様、加算税や遅延税がかかる場合がありますので、できるだけ早く申告するようにしてください。

問合せ先 岩見沢税務署 ☎ 22・0810

NEWS 暮らし 改正労働安全衛生法が施行されます

本年4月1日から、改正労働安全衛生法が施行されます。主な内容は以下のとおりです。

- ・注文中者に対する個人事業者などの保護
- ・高齢者の労働災害防止に向けた事業者の義務

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

問合せ先 岩見沢労働基準監督署 ☎ 28・2420

入りは避けましょう

- **ヒグマに出会わない工夫を**
 - ・ヒグマの出没が予想される野山では、単独行動を避け、集団での行動を心掛けましょう
 - ・鈴などの鳴りものの携行や、見通しの悪い場所では笛を吹くなど、人の存在を早めにヒグマに知らせましょう
 - ・ヒグマを目撃したら近づかず、左記に連絡してください。

問合せ先 岩見沢警察署月形駐在所 ☎ 53・2433 または住民課生活環境係 ☎ 53・2323



野犬掃とうを実施します

野犬掃とうを次のとおり実施しますので、飼い犬を放し飼いにしないようにお願いします。

犬を放し飼いにしておきますと、野犬とみなして処分することがありますので、十分ご注意ください。

期間 令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

区域 町内一円

方法 檻による捕獲など



問合せ先

住民課生活環境係 ☎ 53・2323

Ex-ℓ: jumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

自衛官募集

～可能性にチャレンジ～

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL 53・2321

募集種目	受験資格	受付期限
第2回幹部候補生	22歳以上26歳未満の方 (20歳以上22歳未満の方は大卒(見込含)、修士課程修了者など(見込含)は28歳未満の方)	6月5日
第2回幹部候補曹	20歳以上33歳未満の大卒程度の方(学位不要)	
第1回一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方 (32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方)	5月7日

NEWS
くらし

4月1日(水)から
病院内を土足化

靴の履き替えの負担を軽減するとともに、履き違いやスリッパによる転倒の防止を図るため、病院内を土足化しました。

靴が泥などで著しく汚れている場合や、スパイクなどの滑り止めが付いた靴を履いている場合は、備え付けのスリッパへの履き替えをお願いします。

※処置室など一部の施設では、院内感染防止対策上、スリッパへの履き替えをお願いします。

問合せ先 月形町立病院総務係
☎53・2241



NEWS
表彰状

北海道産業貢献
賞を受賞

1月16日、渡辺祥紀さん(南耕地1)が北海道産業貢献賞(農業関係功労者)を受賞し、授与報告のため来庁されました。

渡辺さんは、平成20年から農業委員として、農地の適正利用と会務運営の向上などに大きな貢献をされています。今回、17年以上にわたる功績が認められ、受賞となりました。



▲(左) 渡辺祥紀農業委員会会長

NEWS
農業

10年ぶりに北海道
道農業士に認定

2月16日、札幌市共済ホールホールにて「北海道指導農業士・北海道農業士称号贈呈式」が行われました。本町からは10年ぶりに安倍慎さん、大江圭輔さん、川口拓也さんの3名が新たに北海道農業士に認定されました。

北海道農業士とは、地域農業の振興や担い手育成に貢献する優れた農業者を認定する制度です。

また、2月26日には授与報告のため役場を訪れ、認定の報告とともに今後の抱負を述べました。



▲(左) 川口拓也さん、安倍慎さん、大江圭輔さん

灯油
重油

の流出事故は

数十万円から
数百万円の負担

をしていただく場合があります

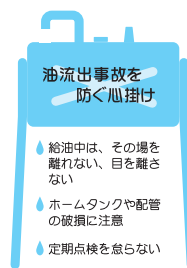
一般の家庭や事業所のタンクから灯油や重油などが流出する油流出事故が空知管内でも多く発生しています。

油の流出は、火災発生の危険性や河川、水路、土壌、地下水などに重大な環境汚染を引き起こし、人の生活や動植物へ重大な影響を与えてしまいます。油の流出事故が発生すると、北海道開発局、北海道、町、消防など多くの関係機関が調査を行い、水質汚濁防止法、河川法などに基づき河川への流入を防ぎ被害を最小限に食い止めるための措置が原因者に命じられます。

流入を防ぐための措置として、水路や河川にオイルフェンス(流れた油をせき止める)やオイル

吸着マット(油を吸い取る)などを設置します。その措置をするためには、多額の費用がかかり、事故の規模によっては数十万円から数百万円かかる場合があります。その費用については、原因者が負担することになります。また、流出した油が田畑や魚などに被害をもたらした場合は、その責任も原因者が負うことになります。

重大な事故を起こさないよう、日頃からホームタンクの点検などを行い、油の流出事故を発見した場合は、すぐに役場または消防に連絡してください。



問合せ先

住民課生活環境係☎53・2323 / 消防月形支署予防係☎53・2154

●月形刑務所

■転出
4月1日付け

▽北海道矯正管区処遇調査情報分析官(所長) 廣田肇▽旭川刑務所所長(矯正処遇部長) 向井康修▽札幌刑務所上席統括矯正処遇官(上席統括矯正処遇官) 奥野文博▽旭川刑務所会計課長(上席統括矯正処遇官) 平澤禎紀▽札幌刑務所上席統括矯正処遇官(上席統括矯正処遇官) 高木みゆき▽札幌刑務所統括矯正処遇官(統括矯正処遇官) 山浦卓

■転入
4月1日付け

▽所長(札幌刑務所矯正処遇部長) 多田真▽総務部長(府中刑務所調査官) 林豊▽首席矯正処遇官(帯広刑務所首席矯正処遇官) 河野誠仁▽統括矯正処遇官(網走刑務所統括矯正処遇官) 伊藤涼▽上席統括矯正処遇官(旭川刑務所統括矯正処遇官) 津川宣人▽統括矯正処遇官(網走刑務所会計課長) 高木一▽上席統括矯正処遇官(水戸刑務所上席統括矯正処遇官) 坂本琢郎▽上

席統括矯正処遇官(北海道少年院統括専門官) 門田元勝

●北海道警察

■転入

4月1日付け
▽月形駐在所所長(紋別警察署) 三橋裕二

■退職

3月31日付け
▽小田嶋健一(月形駐在所所長)

●月形小学校

■転出

4月1日付け
▽教諭(浦臼町浦白小) 佐々木珠美▽教諭(美唄市東小) 野田ますみ

■転入

4月1日付け
▽教諭(砂川市砂川小) 飯田茜音

■退職

3月31日付け
▽八木巻俊(教諭)

●月形中学校

■転出

4月1日付け
▽校長(浦臼町浦白中) 橋本孝博▽教頭(雨竜町雨竜中) 櫻井貴幸▽教諭(岩見沢市北村中) 奥祐一▽教諭(岩見沢市豊中) 桑原聡恵

■転入

4月1日付け

4月1日付け

▽校長(雨竜町雨竜中) 清水一伸▽教頭(岩見沢市緑中) 内山貴雅▽教諭(砂川市砂川中) 詫間翔太▽教諭(岩見沢市くりさわ学舎) 三國薫▽教諭(岩見沢市光陵中) 鈴木麻美▽教諭(岩見沢市清園中) 鈴木真

●月形高校

■転出

3月31日付け
▽教頭(帯広柏葉高校) 新濱学

■転入

4月1日付け
▽教頭(岩見沢東高校) 山本康二▽事務長(八雲高校) 岩崎洋和▽教諭(帯広北高校) 三浦郁哉

■退職

3月31日付け
▽阿部友規(事務長)▽小玉和寛(教諭)▽藤田順久(事務)

■月形町

4月1日付け
▽総務課課長(企画振興課課長) 鈴木暢▽企画振興課課長(企画振興課参事) 竹内晶▽住民課課長(教育委員会教育次長) 上葛隆治▽農林建設課課長(住民課課長兼稅務係長

■月形町

4月1日付け

事務取扱) 村瀬潤一▽會計管理兼出納室長兼出納室出納係長事務取扱(総務課課長) 加藤弘光▽企画振興課参事(総務課課長補佐) 佐藤直樹▽総務課課長補佐(議会议務局総務係長) 桑原祥之▽企画振興課課長補佐兼商工觀光係長事務取扱(企画振興課課長補佐) 井川健▽企画振興課主幹(教育委員会主幹) 加藤亮▽住民課主幹(農業委員会事務局次長) 西谷内友香▽住民課主幹兼生活環境係長事務取扱(町立病院事務次長兼總務係長事務取扱) 青山めぐみ▽農林建設課主幹兼住宅建築係長(教育委員会社会教育係長) 今井学▽保健福祉課主幹(保健福祉課高齢者支援係長) 中村麻希▽総務課總務係長(農林建設課住宅建築係長) 嶋田将司▽総務課危機管理係長(総務課危機管理係主任主事) 樋浦翔太▽企画振興課地域振興係長(企画振興課地域振興係主査) 松本信也▽住民課稅務係長(住民課稅務係主任主事) 三浦圭祐▽保健福祉課高齢者支援係長(保健福祉課高齢者支援係主査) 後藤拓也▽保健福祉課地域福祉係長(企画振興課商工觀光係長) 新妻恭平▽總務課財政係主査(總

務課財政係主任主事) 八重樫佑基▽企画振興課商工觀光係主査(保健福祉課保健係主任主事) 山口浩司▽住民課戸籍係主査(住民課戸籍係主任主事) 後藤耕太郎▽保健福祉課保健係主査(保健福祉課保健係主任主事) 高橋絵夢▽住民課生活環境係主任主事(住民課稅務係主任主事) 高田竜司▽農林建設課農政係主任主事(農林建設課農政係主任主事) 金山竜司▽保健福祉課保健係主任主事(出納室出納係) 三浦美咲▽保健福祉課高齢者支援係主任主事(保健福祉課高齢者支援係) 米内卓也▽企画振興課企画係(企画振興課地域振興係) 北川麻莉▽住民課戸籍係(住民課稅務係) 遠藤洋▽農林建設課農村整備係(教育委員会学務係) 佐藤友哉▽北海道派遣(總務課財政係) 福士逞▽總務課財政係(新採用) 加藤悠聖▽住民課稅務係(新採用) 徳義光希

■議会议務局
▽議会议務局長兼總務係長事務取扱(議会议務局長) 柴田理江▽總務係(住民課生活環境係) 笠間健吾
■農業委員会事務局
▽總務係長(會計管理者兼出納室長兼出納室出納係長事務

取扱）原博由樹

■教育委員会

▽教育委員会教育次長（農林建設課課長）表谷啓介▽教育委員会社会教育係長（総務課総務係長）會田学▽教育委員会学務係主査（教育委員会学務係主任主事）杉田裕樹▽教育委員会学務係主任主事（農林建設課農村整備係主任主事）松村悠矢

■町立病院

▽総務係長（住民課生活環境係長）播谷達樹▽医事係主任主事（医事係）高橋尚也▽看護科看護師（新採用）吉次優

■岩見沢地区消防事務組合月形支所

▽警防係（予防係）梶浦快斗

▽予防係（警防係）佐藤史騎

■退職

3月31日付け

▽新道孝治（企画振興課地域振興係長）▽亀山千章（保健福祉課地域福祉係長）▽桢本梨沙（住民課戸籍係）▽林亮太（企画振興課企画係）



NEWS
こども
本でキミの世界
が広がる
読書ノート

町内の幼児、小中学生を対象に読書ノート活動を実施しています。

これは子どもたちが本に親しみをもちながら、読解力の向上を目指すために実施するものです。

詳しい内容につきましては、こども園、小中学校で配布するチラシをご覧ください。

実施期間 令和8年4月15日（水）～令和9年2月27日（土）

※目標冊数
・幼児・小学1～3年生 100冊
・小学4～6年生 70冊
・中学生 50冊

申請方法 月形町図書館で読書ノート活動に参加することを伝え、必要事項を記入してください

問合せ先 教育委員会社会教育係 ☎53・3443 または 月形町図書館 ☎53・3677

防災気象情報が新しくなります！

気象庁の避難情報に関するガイドラインでは、5段階の警戒レベルで住民がとるべき行動が設定されています。対象の災害となる河川氾濫、大雨、土砂災害および高潮に関する情報などは、これまで、警戒レベルと住民がとるべき行動がわかりにくくなっていましたが、今回、5段階すべての警戒レベルに対応した情報を改めて設定し、とるべき行動の判断をより一層支援できる情報体系に改善されました。

この新たな防災気象情報は、令和8年5月下旬から運用を開始する予定です。気象庁ホームページの特設ページでは、新たな防災気象情報に関するさまざまな資料を掲載していますので、情報が発表された際にどのような行動をとるのか事前に確認をお願いします。詳細はQRコードからご確認ください。



【防災気象情報の一覧表】

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

問合せ先 総務課危機管理係 ☎53・2321 Eメール:kikikanri@town.tsukigata.hokkaido.jp

令和8年 全道春の火災予防運動を実施します

実施期間：4月20日～30日まで

昨年2月に岩手県大船渡市で大規模な林野火災が発生したことを覚えているでしょうか？これを踏まえ、林野火災の未然防止を目的として、岩見沢地区消防事務組合では令和8年から林野火災に関する注意報・警報の発令を開始します。

今シーズンは、降雪量が少なく雪解けも早く進み、例年になく乾燥した春を迎えることが予想されます。火災予防を徹底し、火災を防ぐ行為やポイントを守り、安心・安全な町を作りましょう。

1 林野火災注意報・警報について

毎年4月中旬から6月上旬までの期間中、気象条件などが一定の基準を満たした場合に月形町全域に注意報・警報が発令されます。

(1)林野火災注意報の発令基準 ※①または②のいずれかの条件に該当したとき

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないこともあります

(2)林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

2 屋外における「火の使用制限」について

林野火災防止のために「林野火災警報」発令中は下記の5つの行為が制限されます。

- (1)山林、原野などにおける火入れ
- (2)煙火（花火）の使用
- (3)屋外での火遊びや焚き火
- (4)屋外において引火・爆発性の物品、可燃物付近での喫煙
- (5)たばこの吸殻や火の粉の放置

※警報発令中に上記5つの行為を行った場合は違反者に対して30万円以下の罰金または拘留などの罰則が適用される場合があります

※注意報発令中の火の使用制限は「努力義務」となります

3 揚煙などの行為（火災とまぎらわしい煙）の届出について

林野火災の多くは、焚き火や火入れなどの人為的な原因によって発生しています。

このため「どんど焼き」「キャンプ場での焚き火」など、火を焚く形態の行為を「焚き火」と位置づけ、年間を通して「焚き火」の届出が義務化されました。

●住宅火災を防ぐ3つのポイント

- ①住宅や物置のまわりに古紙やダンボールを置かないこと
- ②寝たばこは絶対にしない、たばこの火は必ず消すこと
- ③調理中は絶対コンロから離れない、離れるときは必ず火を消すこと



たばこ



焚き火



かまど



野焼き



どんど焼き



花火

問合せ先

消防月形支署 ☎ 53・2154 (一般) ☎ 24・0119 (火事情報) ☎ 119 (救急・火事)



自転車の違反に「青切符」が導入されます



信号無視や、一時不停止、ながらスマホ、右側通行などの悪質危険な違反に対して、**交通反則通告制度（青切符）**が適用されます。



- 対象となる違反行為は100種類以上
- 対象となる年齢は16歳以上

酒酔い運転、酒気帯び運転、ながら運転など、または、交通事故を起こしたときは、**刑事手続き（赤切符）**で検挙されます。

信号無視などの交通違反で、3年以内に2回以上反復しての検挙、または、交通事故を起こしたときは、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

問合せ先

岩見沢警察署 ☎ 22・0110

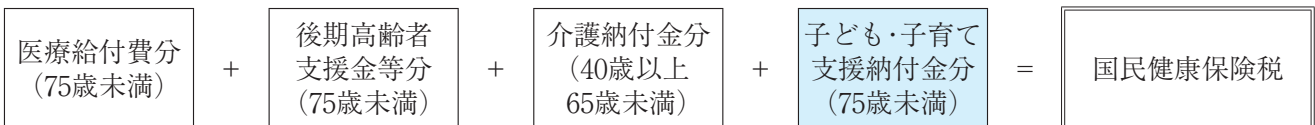
子ども・子育て支援納付金分の課税（国民健康保険税）について

●子ども・子育て支援金制度が始まります

子ども・子育て支援金制度は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などを通して、子どもや子育て世帯を社会全体で応援していく制度です。子育て政策を拡充するため、新たに「子ども・子育て支援金」の賦課・徴収が令和8年度から開始され、国民健康保険税とあわせて負担していただくことになります。

支援金制度の創設に伴い、月形町においても、令和8年度から国民健康保険税の既存の課税区分に加えて、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を合算した額を被保険者の皆さんにご負担いただきます。

●課税区分



●税率など

課税区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	+	子ども・子育て 支援納付金分 (令和8年度から)
所得割	加入者の所得	6.40%	2.00%	1.60%		
均等割	加入者1世帯当たり	25,800円	9,500円	9,200円		
平等割	加入者1世帯当たり	26,100円	9,600円	7,300円		
課税限度額		660,000円	260,000円	170,000円		

※上記の表は、令和7年度の税率・均等割額・平等割額を記載しています

※18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもにかかる「子ども・子育て支援納付金分」の均等割額は10割軽減となります

※均等割額および平等割額は、世帯の所得に応じて軽減（7・5・2割軽減）されます

令和8年度の月形町国民健康保険の税率については、令和8年6月議会の条例改正後、皆さんにお知らせします。

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ 53・2323 Eメール: jumin_madoguchi@town.tsukigata.hokkaido.jp



アイヌの方々からのさまざまな ご相談をお受けします



～全国のアイヌの方々のための電話相談を行っています～

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しております。嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。

ご希望によりアイヌの相談員が応じます。

相談専用
フリーダイヤル

0120・771・208

相談無料

匿名可

秘密厳守

受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

問合せ先

公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4階

◆本相談事業は、公益財団法人人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。

児童に関する各種手当の支給額が改定されます

物価の変動に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」により、各種手当の支給額が4月分から下記のとおり改定されます。

手当の月額や手続きの方法など詳細は、下記問合せ先までご連絡ください。

手当の種類	対象者	手当月額	
児童扶養手当	父(母)のいない家庭、または父(母)が一定の障害がある家庭で、児童(18歳に達した後の最初の3月31日までの児童、障がいのある場合は20歳)を養育している方	3月分手当まで ・全部支給 46,690円 ・一部支給 11,010円～ 46,680円	4月分手当から ・全部支給 48,050円 ・一部支給 11,340円～ 48,040円
		※児童2人目以降の場合は、上記の額に最大 11,350円加算	
特別児童扶養手当	一定以上の障がいのある児童(20歳に達する前日の属する月まで)を養育している方	3月分手当まで ・1級 56,800円 ・2級 37,830円	4月分手当から ・1級 58,450円 ・2級 38,930円
特別障害者手当	著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の方	3月分手当まで 29,590円	4月分手当から 30,450円
障害児福祉手当	重度の障害により、日常生活において常時介護を必要とする在宅の満20歳未満の方	3月分手当まで 16,100円	4月分手当から 16,560円

※物価スライド制とは、物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです

※判定基準や必要書類は、手当により異なりますのでご注意ください

※上記の各種手当は、年1回の現況届の提出が必要です

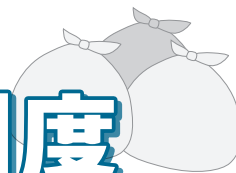
問合せ先

保健福祉課地域福祉係 ☎ 53・3155 Eメール:fukushi@town.tsukigata.hokkaido.jp



ご存じですか？

ごみに関する補助制度



資源物の回収には…

町内の営利を目的としない団体が、家庭から排出される資源物を回収し、資源物回収業者に引き渡した場合に補助金を交付します。

対象者	行政区、町内会、子ども会など
要件	資源物（古新聞、金属類、びん類など）を資源物回収業者に引き渡した場合
補助額	1kg当たり3円（10円未満切り捨て）
限度額	（1団体当たり年度内につき）30,000円

●申請手続き

- ①事業実施後に補助金の申請をしてください
- ②申請様式は役場にありますので、事前にお問い合わせください

※実施状況の写真は、忘れずに撮影してください

●申請に必要なもの

印鑑、事業明細書、資源物回収証明書（業者発行）、実施状況の写真、実施団体の会則、年間事業計画、補助金の振込先口座がわかる通帳など

ごみステーションの購入には…

家庭から排出されるごみを一時的に集積しておくために必要な鉄かご（ごみステーション）の購入に対して補助金を交付します。

対象者	行政区、町内会など ※更新の場合、対象とならない場合があります
要件	・犬、猫、鳥などによるごみの飛散を防止できる構造で、すぐに劣化しない素材のもの ・ごみの搬入または搬出が簡単にできる構造のもの ・登録販売店に制作を依頼し、購入したもの
補助額	2/3以内（100円未満切り捨て）
限度額	（1基につき）87,000円

●申請手続き

- ①購入する前に補助金の申請が必要です
- ②登録販売店に制作を依頼し購入する必要があります
・登録販売店（4月1日現在）：青柳鉄工所、石川鉄工所

生ごみの処理には…

家庭から排出される生ごみの減量化および堆肥化のため、電動生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器を購入する際に補助金を交付します。

機器名	電動生ごみ処理機	生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）
対象者	・町内に住所を有し、かつ居住している方 【共通】・過去5年以内に、この補助金の交付を受けていない方	・使用状況の調査に協力できる方 ・町税などを滞納していない方
要件	乾燥式またはバイオ式のいずれかの方法により生ごみを処理する処理機であること ※1世帯につき1台まで	悪臭、害虫などが容器外部に発散することのない構造および材質の容器であること ※1世帯につき2台まで
補助額	【共通】2/3以内（100円未満切り捨て）	
限度額	74,000円	（1台につき）14,000円

●申請手続き

- ①購入する前に補助金の申請が必要です
- ②登録販売店で購入する必要があります

●登録販売店（4月1日現在）

電動生ごみ処理機～(有)香西電気商会

生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）～(株)山ス伊藤商店

●申請に必要なもの

印鑑、登録販売店からの見積書、商品のカタログ
※年度内（3月末）に完了・納品し、実績報告できるものが対象となります

問合せ先

住民課生活環境係 ☎ 53・2323 Eメール:jumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

月形町地域公共交通だより

第 15 号



月形当別線・月形浦臼線のバスダイヤが変更になりました。

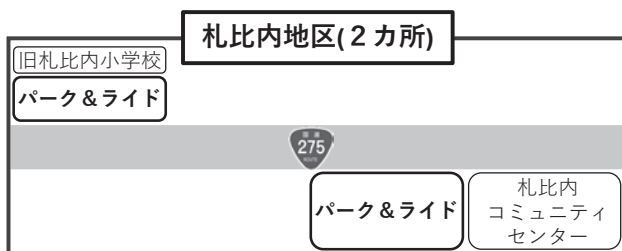
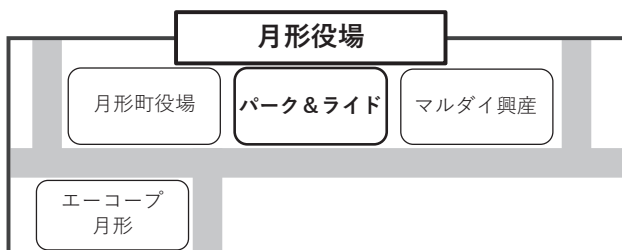
4月1日(水)より月形当別線および月形浦臼線のダイヤが変更になりました。

変更のダイヤは、浦臼発月形行2便、月形発当別行3便が変更となり、目的地が札幌の際には、午前中に到着する便が1便増えて、非常に利用しやすくなりましたので、ぜひご利用ください。

月形浦臼線（浦臼発月形行）2便			月形当別線（月形発当別行）3便		
浦臼町	えみる（浦臼駅）	9:20	月形町	月形駅	10:05
	浦臼小学校前	9:22		月形高校	10:09
	札幌的駅通	9:24		月形役場	10:10
	晩生内市街	9:27		月形市街	10:11
月形町	二線入口	9:33		市南	10:12
	札比内駅前	9:35		体育館前	10:13
	新富	9:36		林間住宅前	10:16
	コンクリート工場前	9:42		月ヶ岡駅	10:20
	刑務所前	9:42		南地区広域集落会館前	10:21
	月形温泉	9:46		当別町	中小屋郵便局前
	町立病院前	9:48	J R北海道医療大学駅	10:38	
	階楽町	9:48	J R 学園都市線（北海道医療大学発札幌行）		
	月形市街	9:49	J R北海道医療大学駅	10:48	
	月形役場	9:49	J R札幌駅	11:34	
	月形高校	9:51			
	月形駅	9:54			

バス停までは自家用車で!パーク&ライドをご利用ください。

町では、5カ所のバス停まで自家用車で移動し、自家用車をバス停付近にある公共施設の駐車場に駐車したままバスに乗れる「パーク&ライド」を推奨しています。自宅からバス停が遠い、町外に行きたいけれど車の運転に自信がないなどでお困りの方は、パーク&ライドを活用して、バスをご利用ください。



問合せ先

企画振興課地域振興係 ☎ 53・2325 Eメール :chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

「男女共同参画社会」を 実現させましょう

男女共同参画社会とは？

「男女共同参画って、なんだか難しそう…。」「自分には関係ないんじゃないかな？」と思っている人はいませんか？

特に「参画」という言葉は、あまり聞き慣れませんかよね？これは、単に「参加」するということではなく、方針の立案や決定などの「意思決定への参加」ということを意味します。

男女共同参画社会とは、「男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会」を言います。

こんな経験ありませんか？

「男性は仕事、女性は家庭」という価値観に縛られすぎていませんか？「男は強くなければ！」と悩みを誰にも言えずにひとりで抱え込んでいる人はいませんか？「女だから控え目にしなくては…。」と遠慮している人はいませんか？

もちろん、「男らしくなりたい！女らしくなりたい！」と思うことはあなたの自由です。しかし、無理に自分を「らしさ」の型にはめようと考えたり、それを他人に強要したり、されたりとなると、とても窮屈な気持ちがしてくるのではないのでしょうか？

日常生活の中で、「男だから…。、女だから…。」と多くの「当たり前」と思われていることに疑問を感じたら、「男女共同参画」について少しだけ考えてみませんか？

こんな時、あなたならどう思いますか？

- ・女なんだからそこまで頑張らなくてもいいんじゃない？
- ・女の子でしょう？もう少しおとなしくできないの？
- ・男なんだから仕事を最優先させなくちゃ！家事や子育ては妻に全部任せておけばいいんだよ！
- ・男のくせに！もっとしっかりしてよ！
- ・男のくせにお酒も飲めないの？情けないな！

なぜ必要なの？男女共同参画社会基本法

日本の憲法には個人の尊重、男女の平等がうたわれています。しかし、実際にはまだ、大切な意思決

定の場に女性が加わっていなかったり、職場や家庭などさまざまな場で男性の方が優遇されていると感じたりすることが多いようです。

また、少子高齢化など私たちの生活をめぐる状況が変化していく中で、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。

男女共同参画社会基本法はこうした新しい社会をつくっていくための5本の柱（基本理念）を打ち立て、国や地方自治体、国民それぞれが果たさなくてはならない役割を定めています。

基本法5つの柱（基本理念）

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊重を重んじましょう。男女の差別をなくし、「男だから…」「女だから…」ではなく、ひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう

②社会における制度または慣行についての配慮

「男は仕事、女性は家庭」などの固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう、社会の制度やあり方を考えていきましょう。

③政策などの立案および決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。物事を決める場に「参加」するだけでなく、決定に至るまでの過程に加わって「参画」しましょう。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女は共に家族の構成員。お互いに協力し、社会支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習をしたり、地域活動をしたりできるようにして行きましょう。

⑤国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

日々の生活の中で、男女共同参画の視点を持って過ごすことは社会を豊かにするために重要なことです。ぜひ、ご自身の生活の中で、男女共同参画社会の推進に向けて、あらゆる場面で実践していきましょう。

問合せ先

北海道環境生活部くらしの安全局道民生活課女性支援室男女平等参画グループ ☎ 011・204・5217
企画振興課企画係 ☎ 53・2325 Eメール：kikaku@town.tsukigata.hokkaido.jp

情報カレンダー

●●●●●●●● CALENDAR

WED水	THU木	FRI金	SAT土
8 春の交通安全運動 街頭指導① 保○健康麻雀(13:30~16:00) 交 無料法律相談(13:00~14:30)	9 春の交通安全運動 街頭指導② ○ラウンド栄養士(10:00~13:00)ナカジマ薬局	10	11
15	16 交 あずまし食堂(11:30~13:30)	17	18 図 おはなし会(10:30~11:10)
22	23	24	25
29	30	5/1	2
6	7	8 多 ふれあい大学入学式(10:00~12:00)	9

開催場所凡例		
役	保	総
役場	保健センター	総合体育館
病	図	交
病院	図書館	交流センター
多	月	札
多目的研修センター	月ヶ岡ふれあいセンター	札比内コミュニティセンター
ア	○~保健センターの行事	
多目的アリーナ		

問合せ先	
[総務課] ・総務係 ・危機管理係 ・財政係	☎53・2321 (代表)
[企画振興課] ・企画係 ・商工観光係 ・地域振興係	☎53・2325
[住民課] ・戸籍保険係 ・生活環境係 ・税務係	☎53・2323
[農林建設課] ・農政係 ・土木管理係 ・住宅建築係 ・農村整備係	☎53・2322
[議会事務局] ・総務係	☎53・2321
[出納室] ・出納係	☎35・7010
[月新水道企業団] ・総務会計係 ・工務係	☎53・2365
[農業委員会] ・総務係	☎53・2324
保健福祉課(保健センター) ・保健係 ・高齢者支援係 ・地域福祉係	☎53・3155
町立病院 ・総務係 ・医事係	☎53・2241
教育委員会(総合体育館) ・学務係 ・社会教育係	☎53・3443
岩見沢地区消防事務組合月形支署 ・総務係 ・警防係 ・予防係	☎53・2154
社会福祉協議会(交流センター)	☎53・2928

2026年4月5日

5月10日

保健センターの行事

4/5~5/10

健康増進教室・介護予防事業のお知らせ

健康麻雀 4月8日(水)13:30~16:00
保健センター

健康相談のお知らせ

ラウンド栄養士 4月9日(木)10:00~13:00
ナカジマ薬局

SUN日	MON日	TUE火
5	6	7
12	13	14 交 あずまし茶屋 (10:30~12:30)
19	20	21
26	27	28
③	④	⑤
⑩		

町立病院外来診療

4月5日~5月15日

●整形外科(午前)

4月7日(火)、4月14日(火)、4月21日(火)、4月28日(火)
5月12日(火)

●整形外科(午前・午後)

4月8日(水)、4月15日(水)、4月22日(水)
5月13日(水)

●眼科(午後)

4月7日(火)、4月14日(火)、4月21日(火)、4月28日(火)
5月12日(火)

●精神科(午後)予約制

4月15日(水)、5月13日(水)

●皮膚科(午後)

4月17日(金)、5月1日(金)、5月15日(金)

■終日休診 土曜日・日曜日・祝日

※診療日程は変更となる場合があります

※4月から火曜日の整形外科(午前)が毎週診療となります

すこやかメモリー

春バテを予防しましょう



暖かくなり、過ごしやす

季節になってきました。しか

しこの時期、「なんとなくだ

るい」「疲れやすい」「眠りが

浅い」「やる気が出ない」と

いった不調を感じることはあ

りませんか？このような症状

は「春バテ」と呼ばれ、季節

の変わり目に起こりやすい体

の不調のひとつです。体調不

良というほどではないものの、

日常生活に影響が出ることも

あります。

■春バテの原因とは

春は朝晩と日中の寒暖差が

大きく、体温調整のために自

律神経が活発に働き続けます。

その結果、体に負担がかかり、

疲れやすくなってしまう。

また、新年度による環境の変

化や生活リズムの乱れ、人間

関係の変化などもストレスと

なり、心身のバランスを崩す

原因になります。

■生活リズムを整えることが大切

春バテ予防には、生活リズ

ムを整えることが重要です。

毎日同じ時間に起きることや、

朝日を浴びることは体内時計

を整える助けになります。さ

らに、軽い散歩やストレッチ

など無理のない範囲で体を動

かすことで、血行が良くなり、

自律神経の働きを整える効果

が期待できます。

■食事で体をサポート

食事でも体調管理の大切な要

素です。春野菜にはビタミン

やミネラルが豊富に含まれて

おり、体の調子を整える働き

があります。菜の花や新玉ね

ぎ、春キャベツなどを食事に

取り入れてみましょう。また、

朝食を抜かず、バランスの良

い食事を心がけることも大切

です。

■良い睡眠を心がけましょう

疲れを回復させるためには、

質の良い睡眠が欠かせません。

寝る前のスマートフォンを使

用を控えたり、ぬるめのお風

呂にゆっくり浸かったりする

ことで、体をリラックスさせ

ることができま

■無理をしないことも予防で

す

春は新しいことが始まる季

節ですが、無理をしすぎない

ことも大切です。疲れを感じ

たときは休息を取り、自分の

ペースで過ごしましょう。

日々の生活を少し整え、春を

元気に乗り切りましょう。



令和8年度 带状疱疹予防接種費用助成について

月形町では、带状疱疹予防接種の費用の一部を助成します。

【助成対象者】

接種を行う日に月形町に住民登録をしている方で、次のいずれかに該当する方

①65歳の方（昭和36年4月2日生まれから昭和37年4月1日生まれの方）

②60～64歳で条件に該当する方

③70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳

※対象となる方についてはホームページをご確認ください。

【助成額】

不活化ワクチン～20,000円（10,000円×2回接種分）

生ワクチン～5,000円

【申請方法】

①月形町立病院で接種を希望される方
月形町立病院へ予約してください。

予防接種後、助成額を差し引いた金額を窓口にお支払いください。

②月形町立病院以外で接種を希望される方
予防接種をして窓口で接種費用全額をお支払いください。令和9年3月31日までに保健センターで助成申請の手続きをしてください。

【申請に必要な書類】

・医療機関から発行された带状疱疹予防接種をしたことが確認できる領収書

・通帳等の振込先の口座情報のわかるもの

・印鑑

詳しくはホームページをご覧ください

保健センターからのお知らせ

問合せ先

保健福祉課保健係（保健センター内）☎53・3155
Eメール:hoken@town.tsukigata.hokkaido.jp

詳しくは
こちらから→



戸籍の窓

こんにちは よろしく

2月6日

野澤 愛花^{ちゃん} 誠人・彩香
(市南3)

ご結婚 おめでとう
ございます

3月14日

佐藤 友哉^{さん} 北農場1
片平 幸姫^{さん} 佐呂間町

ごめいふくを お祈りします

2月9日

武石 勇^{さん} 73歳 市南4

2月17日

有田 千之^{さん} 90歳 南札比内3

2月28日

小林 スズ^{さん} 96歳 新田(藤の園)

3月4日

今 邦彦^{さん} 84歳 赤川1

3月8日

坂田 輝男^{さん} 99歳 北郷

ご厚志ありがとうございました

社会福祉協議会へ

●亡父の生前のお礼として

坂田 明様(北郷)
50,000円(故輝男様)

今月の『ネットワーク月高』

- ・第74回卒業証書授与式
- ・球技大会
- ・総合的な探究の時間 まとめ発表会
- ・月形町の花を使ったリース作り



訂正とお詫び

3月5日発行広報3月号19ページに掲載しました「地域貢献に感謝株式会社松本組」の写真下の氏名に誤りがありました。

訂正しお詫び申し上げます。

訂正前 駒野寛和工事長
訂正後 常通博工事長



図書館だより



開館日

毎週月・土曜日

開館時間

午前10時～午後6時

貸出

午後5時30分まで

新着図書

「石原家の兄弟」

石原 伸晃 著

旅をした、笑い転げた、喧嘩した、時には叱られ涙した。父は昭和を代表する作家にして政治家の慎太郎。

奔放な夫を支える母・典子。さらに叔父は昭和の大人気俳優・裕次郎。そこに生まれた兄弟の四者四様の生き様普通とはちょっと違った石原家で育まれた自身の半生から、やがて訪れた両親の最期まで。投げかけられた11のテーマ

新着図書

「分水」

今野 敏 著

「おまあ推理帖」

諸田 玲子 著

「たとえば孤独という名の嘘」

菅田 哲也 著

「話が面白い人は何をどう読んでいるのか」

三宅 香帆 著

「畑で使える！有機資材とことん活用術」

和田 義弥 著

「近くも遠くもゆるり旅」

益田 ミリ 著

「黄金旅程」

馳 星周 著

「栄光のバックホーム」

横田 慎太郎、永遠の背番号24

中井 由梨子 著

close
休館日

4月

5日、12日、19日、
26日、29日

5月

3日、4日、5日、
6日、10日、17日、
24日、31日

次のおはなし会

おはなし会を開催します。
絵本の読み聞かせや大型かみしばいなどをおこないます。

ぜひお越しください！

開催日 4月18日(土)

時間 10:30～11:10

場所 月形町図書館2階 会議室

インターネットで蔵書検索

「図書館検索システム」

<http://210.190.119.167/tsukigata/>



問合せ先 | 月形町図書館 ☎53・3677

スマートフォン操作に関するお悩み解消をサポートします！

町では、スマートフォンの基本的な操作や「月形町公式LINEアカウント」をはじめとするアプリの導入方法など、日頃のちょっとしたスマートフォンに関するお悩み相談窓口を開設しています。

「スマホの使い方がわからない」「身近に使い方を相談できる人がいない」という方は、お気軽に役場2階総務課窓口までお越しください。

なお、料金プランのご相談や機器不良、データ移行など、スマートフォン以外の機器操作を伴うご相談などは対象外となりますのでご了承ください。

問合せ先

総務課危機管理係 ☎53・2321 FAX 53・4373

Eメール: kikikanri@town.tsukigata.hokkaido.jp

卒園・卒業おめでとうございます



3/1 月形高校 卒業生7人



3/12 月形中学校 卒業生16人



3/14 花の里こども園 卒業生8人



3/19 月形小学校 卒業生10人



ゴルフ開催

1/25

北翔大学考案の「ゴルフ」を月形小学校グラウンドで開催しました。幼児から高齢者のほか、国際交流イベント参加者も加わり、多世代交流・国際交流を深めながら楽しく競技を行いました。



花の里こども園幼年消防クラブで防災かるたの教室を開催

1/27

消防職員の指導のもと、北海道ならではの防災知識を学ぶことができる「北海道防災かるた」を活用した遊びをしました。園児達は遊びを通じて、楽しく学びを深めていました。



総合的な探求の時間発表会

1/30

月形高校の1・2年生が、総合的な探求の時間で、MA+CHプロジェクトとして取り組んできた1年間の活動成果を発表しました。独自の視点から地域課題の解決策を提案する姿が印象的で、質疑応答も活発に行われました。

人のうごき

総人口	2,620人	前月比	-4
男	1,350人		-7
女	1,270人		3
世帯数	1,475戸		-4

令和8年
2月28日現在

広報 花の里つきがた 4月号

■発行日/令和8年4月6日

■発行/北海道月形町 ■編集/月形町企画振興課企画係

☎ 0126-53-2325 FAX 0126-53-4373

月形町ホームページ <https://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/>

月形町Eメールアドレス kabato@town.tsukigata.hokkaido.jp